

令和7年門審第36号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官丸田稔出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の日時時刻及び場所  
令和6年11月4日04時25分  
山口県萩港西方沖合
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 14トン  
登 録 長 17.49メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 691キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成3年5月に進水し、船体中央部に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪を、その右舷側に機関操縦レバー及びGPSプロッターを、左舷側にレーダー及びGPSプロッター操作盤をそれぞれ備えた小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか3人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和6年11月4日04時05分萩港を発し、山口県相島西方沖合の漁場に向かった。

ところで、Aは、舵中央の状態であっても、緩やかに右回頭する特性があった。

a受審人は、GPSプロッター及び3海里レンジでヘッドアップ表示としたレーダーをそれぞれ作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操縦に当たり、04時15分半僅か過ぎ萩港灯台から238度（真方位、以下同じ。）950メートルの地点で、針路を298度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、04時20分少し前萩港灯台から265度1,500メートルの地点に至り、操業場所の選定を行うため、舵中央としたまま舵輪から手を離し、GPSプロッターの操作を開始したところ、右回頭が始まり、04時22分萩港灯台から276度1,720メートルの地点に達したとき、山口県九島まで530メートルとなり、緩やかに右回頭しながら九島に向かう状況であったが、GPSプロッターを操作することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、Aは、04時25分萩港灯台から289度1.1海里の地点において、船首が346度を向いたとき、原速力のまま、九島

南岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、球状船首に破口、推進器翼に曲損を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、萩港西方沖合において、漁場に向けて航行中、船位の確認が不十分で、九島に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、萩港西方沖合において、漁場に向けて航行する場合、九島に向かって進行することのないよう、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、GPSプロッターを操作することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、緩やかに右回頭しながら九島に向かう状況に気付かずに進行して九島南岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月26日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌 芳